DAIKIN

CORPORATE NEWS

2019 年 11 月 12 日

オゾン層保護法に基づくR22冷媒の生産終了に関する相談窓口を開設

ダイキン工業株式会社は、R22 冷媒を使用している空調機器の今後の利用・機器の買い替え・代替冷媒等について、ユーザー、販売・施工店などあらゆるお客様からの相談を受け付ける専用窓口を開設します。

2000 年以前に製造された空調機器の多くには、R22 冷媒が使用されています。「モントリオール議定書」を受けた国内法の「オゾン層保護法」では、オゾン層の破壊に影響のある物質が規制され、R22 もその対象となっています。すでに生産量の規制が進んでおり、国内では 2019 年 12 月で生産が終了となります。

当社は 2001 年以降、オゾン層を破壊しない代替冷媒を採用した製品に順次仕様を変更し、現在では R22 冷媒の空調機器を生産・販売していませんが、すでに市場に設置され、稼働している空調機器は 100 万台以上と推定しています。これらの空調機器は、R22 冷媒の生産終了に伴い整備・修理が困難になることが予想されます。今回新設する専用の相談窓口では、使用している機器が対象製品であるかの確認や、修理が難しい機器の更新等に関する相談に対応します。

R22 冷媒を使用した空調機器について、保守契約機器については、2020 年度まで冷媒起因の不具合についても保守・点検を継続する予定です。しかし、R22 冷媒を使用した空調機器は、製造から 10 年以上が経過していることもあり、製品の性能を維持するために必要な部品（補修用性能部品）の保有状況によっては整備・修理ができない可能性があります。

総合空調メーカーとして、環境影響の少ない空調製品の普及を推進しながら、お客様の満足度向上に努めていきます。

〔R22 冷媒専用相談窓口〕　フリーダイヤル　0120-085-022
受付時間　9:00～17:00（土日、祝祭日および年末年始を除く）
〔web ご相談窓口〕　https://www.daikinaircon.com/r22/